

川崎市マンション管理組合登録・支援制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に所在するマンション管理組合を市に登録することにより、マンション管理に関する必要な情報を提供し適正管理を図るとともに、マンションの特性から行政情報が届きにくい居住者等に対して、市の各種情報やサービスを適切に提供すること等により、誰もが安心して暮らし続けられる居住環境の形成を目指す。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）に規定する区分所有された建築物で、区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条及び第65条に規定する区分所有者の団体をいう。
- (3) 管理者等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。

（登録）

第3条 市内に所在するマンションの管理組合は、市長の登録を受けることができる。

（登録申請）

第4条 登録を受けようとする管理組合の管理者等は、川崎市マンション

管理組合登録申請書（第 1 号様式）に登録情報確認票（第 2 号様式）及び管理者等を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請を川崎市が提供する電子申請フォームにより行うときは、第 1 号様式及び第 2 号様式の提出に代えて、第 1 号様式及び第 2 号様式の内容をフォームに入力することにより行うことができる。

（登録の要件等）

第 5 条 市長は、第 4 条の登録申請が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その登録をするものとする。

- (1) マンションの所在地が市内であること。
- (2) 管理組合が、第 6 条に基づき市長が登録情報（次項に基づき市長が管理組合登録簿に記載した情報をいう。以下同じ。）を活用することを承諾すること。

- 2 前項の登録は、次に掲げる事項を管理組合登録簿に記載してするものとする。

- (1) 川崎市マンション管理組合登録申請書（第 1 号様式）及び登録情報確認票（第 2 号様式）に記載された事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

（登録情報の活用）

第 6 条 市長は、登録情報を次の各号に掲げる業務に活用することができる。

- (1) マンションの適正管理、改修又は建替えの促進その他マンションにおける良好な居住環境の形成の促進を図るため、第 5 条第 1 項に基づき登録された管理組合（以下「登録管理組合」という。）に対し、法令

等の改正や講習会の開催などの情報の提供、職員や専門家の派遣又は第8条に規定する支援を行うこと。

(2) 市のマンション施策の企画・立案のための統計データの作成や管理組合等向けの調査を実施すること。

(3) 市の庁内関係課と登録情報を共有し、庁内関係課が福祉、防災等に関する情報・サービスの提供その他マンション居住者向けの施策を実施すること。

2 市長は、前項に定める業務以外の業務に登録情報を使用してはならない。ただし、登録管理組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 登録情報を第1項に定める業務及び前項ただし書きの承諾を得て行う業務に活用するにあたっては、市長は、個別の登録組合の不利益情報が特定されないように配慮しなければならない。ただし、登録管理組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

4 第1項に定める業務及び前項ただし書きの承諾を得て行う業務を第三者に委託又は依頼するにあたっては、市長は当該業務の委託又は依頼を受けた当該第三者に登録情報を提供することができる。

5 市長は、当該第三者が、前項に基づき提供された登録情報を、市長が指定する目的以外の目的に使用することを禁止しなければならない。

(登録情報の内容変更、抹消)

第7条 登録管理組合は、第4条により登録申請されている内容に変更が生じた場合には、川崎市マンション管理組合登録変更申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 登録管理組合は、第4条による登録申請を抹消しようとする場合には、川崎市マンション管理組合登録抹消申請書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

3 第1項および第2項に基づく変更または抹消の申請があった場合には、市長は、管理組合登録簿の登録内容を修正し、または抹消する。

(登録管理組合への支援)

第8条 市長は、登録管理組合に対して、予算の範囲内において、分譲マンションの適切な維持管理に必要な情報発信や情報交換の場の提供、子育て世帯や高齢者世帯等を対象とした相談員・講師等の派遣その他支援を行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、川崎市マンション管理組合登録・支援制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和元年12月23日から施行する。
- 2 川崎市マンション管理組合登録制度要綱（18川ま備第944号、平成19年2月8日）は廃止する。本要綱の施行の日前に川崎市マンション管理組合登録制度要綱第4条の規定に基づき申請し、登録されたマンションについては、第5条第1項の規定により登録されたものとみなす。
- 3 川崎市子育て等あんしんマンション認定制度要綱（20川ま備第60号、平成20年4月25日）は廃止する。本要綱の施行の日前に、川崎市子育て等あんしんマンション認定制度要綱第3条により認定されたマンションについて、認定期間が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和5年3月13日から施行する。